

学校統合に伴う指定学校変更許可地域の設定について

1 指定学校変更許可地域について

学校統合のほか道路整備や宅地開発などに伴い、指定学校よりも近隣の学校への通学距離が短くなり、児童がより安全安心に通学できる場合などには、地元町内会等からの要望に応じて、指定学校の変更を認める地域を教育委員会が設定する。

2 スケジュールについて

令和8年4月の学校統合にあわせて指定学校変更許可地域を設定するスケジュールは次のとおりである。

① 地元町内会等から要望書を教育委員会へ提出（～令和7年6月まで）

関係する町内会や保護者の意見を取りまとめ、要望書を教育委員会へ提出する。（意見のとりまとめに当たっては、学校適正配置推進室が地域との窓口となる。）



② 教育委員会における検討（7月～9月）

地元町内会等からの要望に基づき、教育委員会（学事課）において指定学校変更許可地域の設定について調査・検討する。（当該地域からの通学路の確認や危険箇所等の点検を実施する。）



③ 指定学校変更許可地域の決定（10月）

教育委員会において、指定学校変更許可地域の設定について審議・決定する。



④ 指定学校変更許可地域の周知（11月）

新たに指定学校変更許可地域を設定したことについて周知する。

- ・関係する地域、PTA、小学校、中学校
- ・新小学校1年生の保護者（就学時健診の実施や入学通知書を送付するのにあわせて周知する。）

※ 指定学校変更の手続きについて

令和8年4月から指定学校の変更を希望する保護者は、令和8年2月10日までに教育委員会（学事課）で手続きを行う必要がある。